

学校法人文化学園 学生生活支援室規程

(設置)

第1条 学校法人文化学園に学生生活支援室を置く。

(目的)

第2条 学生生活支援室は、学生の健全な発達と成長、及び現代の学生のニーズに即した生活向上を支援することを目的とする。「学生相談室」「学生交流支援室」「障害学生支援室」の3室が連携して、円滑に機能できるように調整を図る。

(組織と責務)

第3条 「学生相談室」は、表記名を「なんでも相談室」とする。学生生活のあらゆる問題に関する相談の窓口として、関係諸部局との連携を保ちつつ、次の業務を行う。

- (1) 学生に対してあらゆる問題の相談を個別に行うこと
- (2) 保護者からの相談に応じること
- (3) 教職員に対して学生の精神面に関する指導上のコンサルテーションを行うこと
- (4) 個別面接で把握できるニーズをもとに、「学生交流支援室」の活動に参画すること
- (5) 学生が希望する場合、医療との連携を図ること
- (6) 業務の促進に寄与する資料の作成と広報活動に関すること
- (7) その他「学生相談室」が必要と認めること

第4条 「学生交流支援室」は、表記名を「だれでも談話室」とする。文化学園が目指す多様性・国際性を実現するために、さまざまな文化背景や個性を持つ学生が、垣根なく集える広場として、次の業務を行う。

- (1) 集団活動によって、学生の精神的・社会的な発達と成長を促進すること
- (2) 学生の関心のあるテーマについて語り合う機会の提供に関すること
- (3) 学生同士のピアサポート活動に継続的に援助を行うこと
- (4) 授業の合間などに自由に立ち寄れる「居場所」の提供に関すること
- (5) 多様な文化や価値観の受容を促進する活動についての広報啓発に関すること
- (6) その他「学生交流支援室」が必要と認めること

第5条 「障害学生支援室」は、表記名を「学習サポート塾」とする。「学園障害学生支援規程」及び「学園障害学生支援委員会規程」に基づき、次の業務を行う。

- (1) 障害のある学生からの申し出に対する相談・支援に関すること
- (2) 障害のある学生の教育的ニーズの把握と合理的配慮の検討に関すること
- (3) 入学時における学生への情報提供及び受験上の配慮に関すること

- (4) 障害のある学生への学習サポートを少人数で行うための体制整備に関する事
- (5) 学園の施設・設備のバリアフリー化に関する事
- (6) 「学園障害学生支援委員会」の運営と周知に関する事
- (7) その他「障害学生支援室」が必要と認める事

(守秘義務)

第6条 学生生活支援室の業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を厳守しなければならない。任期終了後も同様である。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、所管部署に諮り、理事長が定める。

附 則

この規程は、2019年12月1日から施行する。